



2026 年 8 月 28 日

各 位

会 社 名 三菱ケミカルグループ株式会社
代 表 者 名 代表執行役社長 筑本 学
(コード：4188 東証プライム市場)

問 合 せ 先 [報道関係]
コーポレートコミュニケーション室
TEL. 03-6748-7140
[IR 関係]
IR 室
TEL. 03-6748-7120

役員報酬B I P信託の延長にかかる自己株式処分に関するお知らせ

当社は、取締役会の委任に基づき、本日開催の執行役会議において、株式報酬としての自己株式の処分（以下、「本自己株式処分」という）を行うことについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 処分期日	2026 年 9 月 17 日
(2) 処分する株式の種類及び数	普通株式 819,300 株
(3) 処分価額	1 株につき 1,171 円
(4) 処分総額	959,400,300 円
(5) 処分予定先	日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (役員報酬B I P信託口)
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による臨時報告書を遅滞なく提出いたします。

2. 処分の目的及び理由

当社は、当社の取締役、執行役及び執行役員並びに当社の子会社である三菱ケミカル株式会社の業務執行取締役及び執行役員（いずれも国内非居住者を除き、総称して、以下、「対象取締役等」という）に対して、役員報酬B I P信託を用いて当社株式の交付を行う株式報酬制度（以下、「本制度」という）を導入しています。

本自己株式処分は、当社が三菱UFJ信託銀行株式会社との間で締結する役員報酬B I P信託契約（以下、「本信託契約」といい、本信託契約に基づき設定される信託を「本信託」という）の共同受託者である日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬B I P信託口）に対し、本信託の信託期間の延長に伴い、自己株式処分を行うものです。

処分株式数は、譲渡制限付株式信託規則に基づき信託期間中に対象取締役等に交付を行うと見込まれる当社株式数の一部であり、その希薄化の規模は発行済株式総数に対し 0.06%（小数点第3位を四捨五入、2026 年 3 月 31 日現在の総議決権個数 13,572,827 個に対する割合 0.06%）となります。

本自己株式処分により割当てられた当社株式は、譲渡制限付株式信託規則に従い対象取締役等に交付が行われるものであり、本自己株式処分による株式が一時に株式市場に流出することは想定されていないことから、株式市場への影響は軽微であり、処分株式数及び希薄化の規模は合理的であると判断しています。

(参考・本信託契約の概要)

信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
信託の目的	対象取締役等に対するインセンティブの付与
委託者	当社
受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社 （共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
受益者	対象取締役等のうち受益者要件を満たす者
信託管理人	当社と利害関係のない第三者（公認会計士）
信託契約日	2018年9月20日
信託の期間	2018年9月20日～2026年8月末日 （信託契約の変更により、2029年8月末日まで延長）
議決権行使	議決権行使はしないものとします。
取得株式の種類	当社普通株式
帰属権利者	当社
残余財産	帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。

3. 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

処分価額は、最近の株価推移に鑑み、恣意性を排除した価額とするため本自己株式処分に係る執行役会議決議日の前営業日（2026年8月27日）の株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」という）における当社株式の終値である1,171円としています。当該価額は、執行役会議決議直前の市場価格であり、算定根拠として客観性が高く合理的なものであり、特に有利な価額には該当しないものと判断しています。

4. 企業行動規範上の手続

本自己株式処分による株式の希薄化率は25%未満であり、支配株主の異動もないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

以 上